平成２４年（フ）第７８号
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫28番地12、住民票上の住所高知県宿毛市小筑紫町小筑紫28番地１
債務者　浦田　利之
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重松健二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第７９号
高知県宿毛市小筑紫町伊与野430番地５
債務者　浦田　周作
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重松健二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
高知地方裁判所中村支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１６号
静岡県富士市江尾217番地の１　県営団地Ｄ―102号
債務者　佐藤　大介
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９７号
島根県出雲市大社町中荒木160番地　フォルクローロ107
債務者　高田敬司こと　申　　敬司
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５６号
滋賀県長浜市八島町99番地32
債務者　北近江興産こと　井上　博樹
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第６２５号
埼玉県吉川市吉川団地３番３号307
債務者　洲藤すみ江
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1525番地の２　エスポワール301号、住民票上の住所静岡県沼津市東椎路1580番地の１
債務者　佐々木　優
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
静岡県伊東市竹の台５―９　小川数馬方、住民票上の住所静岡県駿東郡清水町久米田143番地の１　アーバンシティ清水町弐番館413号
債務者　湯淺　　保
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
静岡県沼津市小林台９番地の15
債務者　吉田　潤一
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字内池83番地
債務者　山口　正一
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
愛知県岡崎市上里１丁目12番地20　グランディール105
債務者　木俣　　清
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
岡山県倉敷市神田３丁目９番27号
債務者　川崎千加子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
高知市西秦泉寺414番地２北
債務者　岡林　奈美
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０２号
高知県土佐郡土佐町地蔵寺3219番地
債務者　西村　　剛
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０４号
高知県南国市大埇甲1302番地７　シャーメゾン・ヴィアーレＥⅡ―102
債務者　中村　哲明
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０９号
高知市神田2393番地21
債務者　中村　武幸
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０８７号
東京都立川市曙町３丁目10番５号さつき荘201号
債務者　佐藤　一徳
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部